

佐賀県の視覚障害教育を結ぶ



視力検査について（遠距離視力検査）

視力検査には大きく3つの検査があります。「遠距離視力検査」、「近距離視力検査」と「最大視認力検査」です。今回は、その中の「遠距離視力検査」についてお伝えします。

「遠距離視力検査」とは、どの学校でも年度初めに定期的に行われている視力検査です。一般的には5mの距離から視標（ランドルト環という『C』のような視標）を提示し、その見え方で視力を測定します。



↑ 単独視標

← 万国式試視力表

通常の検査では万国式試視力表を用いますが、視覚障害のある児童生徒や年少児にとっては、周りの指標が視覚的ノイズとなり、どこを指されているのか分かりづらい場合があります。そこで、単独視標と呼ばれるものを使用します。この方法は、発達障害のある児童生徒の視力測定についても効果的と言われています。

検査は普段学習している教室内で行う方が実際的かもしれません。普段、両眼で見ている児童生徒たちですので、両眼視力から測定し、片眼ずつ（利き目の方から）の測定へと進めます。

視標の提示の順番は、確実に見える大きい視標から行うようにします。以前の記録がある場合は、最新の結果よりも3段階程度大きい視標から行います。

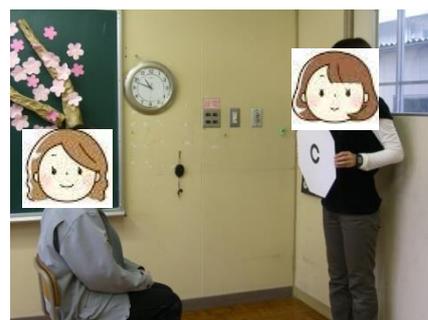
視標は対象児の目の高さに合わせて、地面に対して垂直になるように持ってください。上下左右の4方向を見せ、その内3方向正解すれば、次の段階に移ります。もし、正答が3回に満たなくなったときは、その一段階前の視標の値を視力値とします。視標を提示する時間は、長くても1分程度とし、答えられない場合は、「見えない」と判断します。



視表を持つときは、なるべく指がかからないように持ちます。洋服や後ろの壁も、ノイズにならないものにします。



視標は垂直にして、斜めにならないように気をつけてください。



検査は両眼から片眼の順で行います。児童生徒が落ち着かない場合は、このように座らせて検査するのもいいでしょう。

通常は5m離れて測定するのですが、児童生徒の実態によっては、5mで一番大きな視標が見えないこともあると思います。その場合は距離を近づけて測定をし、指標の数字に(測定距離(m)÷5)をかけます。つまり5m用の検査表で0、1の指標を3mまで近づいて識別できれば視力は $0.1 \times 3 / 5 = 0.06$ となります。

Q:視力検査は、年1回でいいの？

A:視力に問題がない児童生徒は、年に一度の視力検査でかまいません。しかし、弱視の児童生徒は、疲れがでる週末や、午後の時間は視力が落ちる子もいます。その様子を知るためにも、少なくとも学期に1度は視力検査を試みてはいかがでしょうか。急な視力の低下の発見につながるかもしれません。

Q:視力検査は一人でできるの？

A:単独指標を使って検査をする場合は、2人でする必要があります。一人は、指標を提示する係、一人は記録係です。検査をする際は、一人でしようとせず、お手伝いをお願いしてください。

視力検査は、その数値だけを知るためのものではありません。教育の場では、児童生徒が生きる力を養い、生活を豊かにする上でどのような場面でどれだけ視覚が活用できるかを把握し、より見えやすい学習環境を整えるために必要です。

ここで取り上げた遠距離視力は、主に教室の中では、黒板や電子黒板を見る際に配慮すべき視力です。板書の際の文字の大きさについてのおおよその公式があります。

$$\text{文字の一边の大きさ (cm)} = \text{視距離 (m)} \div \text{視力}$$

例えば、矯正視力0.3の児童生徒が、黒板から3m離れた席にいる場合、 $(3 \div 0.3 = 10)$ つまり、1辺が10cm以上の文字でないと見えづらいということになります。

上の公式から、黒板の文字の大きさから座席までの距離については、次のようになります。

$$\text{視距離(m)} = \text{文字の一辺の大きさ(cm)} \times \text{視力}$$

例えば、矯正視力が0.3の児童生徒が一辺の大きさが8cmの文字を見るためには、 $(8 \times 0.3 = 2.4)$ つまり、2.4mより前でないとはっきり見えないということになります。

これは、あくまでも参考の公式ですので、児童生徒の見え方によって違ってくると思われます。実際の見え方については、確認をお願いします。ただし、ぼんやりしか見えていないことに慣れている児童生徒は、ぼんやりの状態でも「見えてます」と答えがちです。文字を読ませたり書かせたりするなどして、確認することをお勧めします。

下記の「日本学校保健会」のサイトなどを参考にしてください。

http://www.gakkohoken.jp/book/pdf/HI30020_other.pdf

個別の教育支援計画について

個別の教育支援計画とは

障害のある児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後まで一貫して適切な教育的支援を行うための計画です。

学校が中心となり、教育、医療、福祉など関係機関と連携して作成します。

というものです。

上の文言を詳しく見てみましょう。

「長期的な視点で幼児期から学校卒業後まで一貫して適切な教育的支援を行うための計画」

→これは小学校で個別の教育支援計画を作成するときに幼稚園・保育園で作成されたものを活用するという意味です。中学校であれば小学校のものになります。つまり支援の情報を引継ぎ、継続的な支援や指導に生かすということを表しています。

「学校が中心となり、教育、医療、福祉など関係機関と連携して作成します。」

→これは児童生徒を取り巻く支援機関がそれぞれ同じ方向に向かって支援をするために作成するということです。たとえば児童生徒が放課後等デイサービスを利用しているとき、学校と放課後等デイサービスの支援の方針がバラバラだと児童生徒は混乱する可能性があります。

それぞれが連携・協力して個別の教育支援計画を作成、共有することで同じ方針をもち、それぞれの方針を理解した上で支援ができるようになります。

個別の教育支援計画の様式は様々ですが、おおよそ下記の項目が含まれていると思われます。

- 1 児童生徒の実態や教育的ニーズ
- 2 児童生徒および保護者の願い
- 3 合理的配慮
- 4 支援の目標
- 5 支援機関と具体的な支援
- 6 その他

このうち「児童生徒および保護者の願い」については、本人の意思表出が難しい場合もあると思いますが、その場合でも保護者と相談し、記入した方が良いと思います。

また、たとえ現実的ではないと思っても、希望を認め寄り添う姿勢が大切です。

「合理的配慮」は児童生徒の障害の程度や特性等を踏まえて必要かつ適当な変更・調整を個別に行うことです。つまり児童生徒が学びやすくなるための工夫と言い換えてよいと思います。よくある例としては次のようなものがあります。

- ・拡大教科書を使用する。
- ・姿勢維持のために傾斜台を使用する。
- ・資料やテストのフォントやポイントを見やすいものにする。
- ・テスト時間を延長する。
- ・座席を黒板に近い最前列にする。
- ・端末に PDF デジタル教科書をインストールする。また、UDブラウザを申請する。

また、「支援の目標」や「具体的な支援」については、できるだけ児童生徒に関わる職員で検討し、個人の考えにならないよう留意しましょう。その上で本人や保護者との合意形成に努めましょう。

佐賀県立盲学校

電話 (0952) 23-4672

FAX (0952) 25-7044

代表メール mougakkou@education.saga.jp

お気軽に御連絡ください。巡回相談の依頼も受け付けています。